

第3回田原市上下水道料金検討委員会 会議の概要

1. 日 時	令和5年7月13日(木) 午前10時から午後0時20分
2. 場 所	田原市役所 会議室
3. 議 題	田原市上下水道事業の料金体系の検討について
4. 出席者	委員6名 事務局(9名)

5. 会議録

1. 田原市上下水道事業の料金体系の検討について

○ 水道事業の料金体系の検討について、事務局から説明

・ 主な質疑等

Q. 負担が大きくなり水道が使えることが重要。案4と案5の従量料金の上げ方を再度説明してほしい。

A. 案4、5は、基本料金を15%、従量料金を20%上げる。基本料金は同じだが、従量料金は、案4が、使用水量の少ない区分の上げ幅を少なくし、使用水量の多い区分の上げ幅を大きくしている。案5は逆に、少ないところを上げて、多いところを下げる試算である。

[内容の整理(会長)]

田原市の通増度は、近隣市と比べて低めになっており、さらに通増度を低くする案5はどうかと思う。この委員会での検討は、案1から案3の従量料金を定率で改定するのか、案4の通増度を今より若干高めに設定するのかという選択肢になる。

Q. 「料金算定要領による試算では基本料金が現行よりも高く算定された」とあるが、この料金をもとに案1から5を作成しているのか。基本料金が算定要領よりも低く設定されているのか。

A. 料金算定要領に準じ、補助金の獲得などの見込みを反映して原価を算定し、基本料金は現行と大きく変わらないように案1から5を作成している。

[意見]

案1は従量料金が高く、使った分の影響が大きく月ごとの変化が出やすい。案3は基本料金が一番高く、使わなくてもアップ額が最も多くなる。案4は大口の従量料金の比率が最も多く、影響が少くない。案5は一般家庭への料金アップ額が最も多くなる。総合的に見て、基本料金が低めの案2が妥当と思われる。

Q. 試算は、近隣市と比較して特殊な料金体系となっていないか。

A. 田原市は類似団体と比較すると基本料金が高く、通増度が低いという特徴がある。基本料金と従量料金のバランス及び経営の安定を見込んで5案提案している。案4は近隣市を参考とした通増度となっている。通増度を上げると、大口使用者が井戸に変更する可能性があることも考えている。また、市民意識調査の回答を踏まえ、現行と大きく変えないことに配慮している。

Q. 市民の大多数が使用する13mm口径でみると、案1、2、3あたりが豊川市や蒲郡市に近い体系になっており、このあたりが妥当なラインと考えればよいのか。事務局の推奨案はあるか。

【事務局の案を提示】

現行の体系をあまり変えず、基本料金と従量料金のバランスを考慮し、安定経営を見込める案2を推奨する。

[意見]

・案2がよいと思う。理由は、生活に必要なものであり今までと大きな変化がないことに加え、案1は基本料金が低いことはうれしいが、従量比率が高く使用量によって変動が大きくなってしまう。案4は企業など大口への影響が懸念される。

・いろいろな家族、企業、個人がいるので、基本料金が低い案1とする考えもあるが、時代の流れ、物価が上がることも踏まえ、今まで以上に水を大切にもらえると思うので、上がる幅としても案2が妥当と思う。

・あまり基本料金を上げると、すごく上がった感じがするので15%、従量料金は20%くらいが妥当。

[会長まとめ]

委員の皆様の意見では、案2が妥当ということなので、決めてよいか。
(委員全員了承)

○ 下水道事業の料金体系の検討について、事務局から説明(35ページまで)

[内容の整理(会長)]

事務局は、2つの料金体系が継続すると不公平感が解消できないので、統合して一定期間をおいたうえで全体の料金を改定することを提案している。2つの料金体系を継続する改定は、公共下水道の値上げ率がかかなり高くなるという欠点がある。一方で統合した場合は、農業集落排水で排水量の少ない方は料金が下がるが、多い方は上がる。これは公共下水道と比べて、これまでがかかなり安かったので仕方のない面がある。2年の経過措置を取ったうえで次の改定を行うことで、デメリットは軽減されている。

[意見]

課題のひとつは使用料の不公平感をなくすことなので、方向性は一致している。

[会長まとめ]

公共下水道と農業集落排水の料金体系を統合し、一定期間を経たうえで全体の料金を改定する案が妥当と思うが、そのような方向性で進めてよろしいか。

(委員全員異議なし)

・ 下水道事業の料金体系の検討について、事務局から説明(36ページから)

【事務局の案を提示】

案①は、基本料金のみで改定で、経営的には安定するが、排水量の少ない方が高くなる。案⑤は、従量料金のみで改定で、経営の安定に繋がらないため、案①案⑤は避けた。案④は、単価を統一し、ある意味公平性が高いが、排水量の少ない方の負担が大きい。基本料金と従量料金両方を改定する案②と案③は、③が従量料金の通増度が緩やかになる改定で、②は従量料金を定率改定し、現行の通増度に沿った増加となる。事務局としては、排水量が少ない使用者の負担増加に配慮した案②を推奨する。

・ 主な質疑等

Q. 件数は多くないが、農業集落排水事業で、排水量が多い企業に影響が出てくると思う。そこに大きな影響がなければ、案②でよい。

A. 農業集落排水で、排水量の多い上位 20 は、学校・消防署が 10、介護系の事業者の方が3、養殖業を営まれている方が3、カフェ、漁協、農業法人など、個人もある。下水へ排水しない水量がある場合は、控除メーターを設置することもできる。

Q. 定率4%と、定額6円の違いを説明してほしい。

A. 案②の定率4%は、使用量 11-20 m³の区分では、現行 99 円が改定後は単価を4%上げて 103 円になり、増加額は4円になるが、51-100 m³では7円と多く使う場合の単価が上がっていく。一方案③の定額は、99 円は定額6円、51-100 m³を使う場合も定額6円上がり、全区分の単価で同額が増加する。案②は、現行と上がり方が同じようなグラフになるが、案③は、グラフの傾きが緩くなり、多く排水する人に比較的緩やかな改定となる。

[内容の整理(会長)]

多く使う方と、少量しか使わない方と負担をより大きくするのはどちらかと考えた場合に、定額は、多く使う方が相対的に今よりも負担が少なくなる。定率は、全使用者で率が一定なので、今までの体系が維持される。少量使用者への配慮と今までの体系を考慮し、事務局は案②がよいということである。

Q. 大口使用者として学校や病院、福祉施設への負担が案③とか案②では高くなるが、案②でも許容できる範囲であるとの考えか。

A. 現行の通増度に沿った改定となることにおいては、使用者全体に同じであると考え。

福祉施設や、病院などに対する減免等の制度は今もない。理解いただけるよう説明する。

[内容の整理(会長)]

54 ページ、案②だと、100 m³の方はプラス 506 円、200 m³だと 1,166 円、500 m³だと 3,806 円、1,000 m³だと 8,206 円の増加になる。一方、少量使用者は、案②は、5案の中では最も負担が少ない。例えば、案①は、少量使用者は案②と比べると負担が増えるが、大口使用者の負担は 290 円なので案②と比べるとかなり少なくなる。そのあたりの負担配分をどう考えたらよいのかということになる。

[意見]

・ 少量使用者が一番安い案②がよい。

- ・案②でよいが、病院や学校、福祉施設などへの影響も確認頂きたい。
- ・上下水道料金の改定は、一般住民の理解が必要である。これまでも広報たはらへ掲載しているが、今後も検討会の内容を周知してほしい。
- ・使用料の支払方法は、口座振替が9割、納付書が1割で、スマホ決済はやっていないということだが、スマホ決済は負担が大きいと聞くので、実施する場合は十分検討してほしい。

[会長まとめ]

それでは、案②(基本料金+110 円、従量料金+4%改定)ということよろしいか。
(委員全員了承)

2. その他

次回会議の日程、議題を共有